

電気需給約款に係る付帯要綱

(D-room でんき用)

2020年3月1日実施

大和ハウス工業株式会社

(契約種別)

I. 従量電灯

I-1-1. D-room でんき A (関西電力, 中国電力, 四国電力エリア 対象)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合で、需要家が希望され、かつ、需要家の電気の使用状態、所轄の一般送配電事業者の供給設備の状況等から所轄の一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電力の合計または契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の一般送配電事業者により、需要家の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が、6キロボルトアンペア未満であることの決定は負荷の実績に応じて需要家と当社との協議を踏まえ、当社および所轄の一般送配電事業者との協議によって行います。

I-2-1. D-room でんき B (北海道電力, 東北電力, 東京電力, 中部電力, 北陸電力,

九州電力エリア 対象), 東京 S

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で, 次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- イ 契約電流が 10 アンペア以上であり, かつ, 60 アンペア以下であること。
- ロ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合は, 契約電流と契約電力との合計 (この場合, 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。北海道電力, 東北電力, 東京電力エリアの周波数は, 標準周波数 50 ヘルツ, 中部電力, 北陸電力, 九州電力エリアの周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は, 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし, 需要家の申出によって定めます。ただし, 他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は, 原則として, 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 所轄の一般送配電事業者によって契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし, 需要家において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には, 電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

(4) 最大需要容量

最大需要容量が, 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は負荷の実績に応じて需要家と当社との協議を踏まえ, 当社および所轄の一般送配電事業者との協議によって行います。

I-2-2. D-room でんき B (関西電力, 中国電力, 四国電力エリア 対象)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で, 次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり, かつ, 原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合は, 契約容量と契約電力との合計 (この場合, 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとします。周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 以下により算定された値とします。この場合, あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし, 他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は, 原則として, 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお, 所轄の一般送配電事業者が, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認することがあります。

- イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000

※なお, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は, 200 ボルトとします。

- ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000

I-3-1. D-room でんき C (北海道電力, 東北電力, 東京電力, 中部電力, 北陸電力,

九州電力エリア 対象), 東京 L

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で, 次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり, かつ, 原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合は, 契約容量と契約電力との合計(この場合, 1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとします。北海道電力, 東北電力, 東京電力エリアの周波数は, 標準周波数50ヘルツ, 中部電力, 北陸電力, 九州電力エリアの周波数は, 標準周波数60ヘルツといたします。ただし, 技術上やむをえない場合には, 交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 以下により算定された値とします。この場合, あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし, 他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は, 原則として, 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお, 所轄の一般送配電事業者が, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認することがあります。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1000

※なお, 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトとします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1000

II.時間帯別

II-1. D-room でんき東北 N（東北電力エリア 対象）、D-room でんき中部 S（中部電力エリア 対象）、D-room でんき中国 N、T（中国電力エリア 対象）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ (3)ロにより契約容量を定める場合は契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、東北電力、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ、中部電力、中国電力エリアの周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流および契約容量

次により、契約電流または契約容量を定めるものといたします。

イ 契約電流

(イ) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限さ

れる装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ロ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、所轄の一般送配電事業者が、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認することがあります。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

※なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

【算定式】 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

Ⅲ.深夜電力

Ⅲ-1. D-room でんき深夜 B (北陸電力エリア 対象)

(1) 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、低圧で電気の供給を受けて動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満といたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備以外の負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について(イ)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(イ) (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を需要家に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は「契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (b) 需要家が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、所轄の一般送配電事業者が、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認することがあります。

「契約容量および契約電力の算定方法」

- ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
【算定式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000
※なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- ② 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
【算定式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000
- ロ 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、イによってえた値が 1 キロワット以下となる場合は、契約電力を 1 キロワットといたします。

(日割計算の基本方式)

(1) 20 (料金の算定) (1)イ, ロの日割計算については, 次のとおりとします。

イ 基本料金または最低料金 (ただし, 14 (料金) (1)ニに規定する場合は, 最低月額料金とします。) を日割する場合

(イ) (20 (料金の算定) (1)イの場合)

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ロ) (20 (料金の算定) (1)ロの場合)

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割する場合

(イ) D-room でんき A

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ (四国電力エリアのみ 11) キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお, 「最低料金適用電力量」とは, (1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ (四国電力エリアのみ 109) キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお, 第1段階料金適用電力量とは, 15 (四国エリアのみ 11) キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適

用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) D-room でんき B および D-room でんき C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ 北海道電力} \text{のみの} 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300（北海道電力のみ280）キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ)20（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、(1)ロ(イ)は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} = \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{歴 日 数}}$$